

## 用語の説明

### 農林業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業にかかる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- (1) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
- ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m<sup>2</sup>以上の素材を生産した者に限る。)

### 個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいいます。なお、法人化して事業を行う経営体は含めません。

### 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

## 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいいます。
会社	次のいずれかに該当するものをいいます。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいいます。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含みます。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいいます。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。
相互会社	保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいいます。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいいます。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当します。
その他の 各種団体	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体が該当します。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当します。

## 農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいいます。

複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいいます。

## 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としました。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいいます。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけでなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めました。したがって、天水田、湧水田なども田としました。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田としました。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地としました。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑としました。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っても畑としました。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいいます。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑としました。

## 樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいいます。）で肥培管理している土地をいいます。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めました。

なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上しました。

## 農業経営の取組

### 有機農業

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含めません。

また、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない方でも、科学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含みます。

### 青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいいます。

### 正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいいます。

### 簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいいます。

### 現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいいます。

### 農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい、次のいずれかの場合をいいます。

#### データを取得して活用

気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。

#### データを取得・記録して活用

「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産履歴、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌

データを取得・分析して活用	<p>診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。</p> <p>「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO<sub>2</sub>濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能の水準などは問いません。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいいます。</p>
農業生産関連事業	<p>「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」など農業生産に関連した事業をいいます。</p>
農産物の加工	<p>販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいいます。</p>
小売業	<p>自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいいます。</p>
観光農園	<p>なお、自らが経営に参加していない直売所等は含めません。</p>
貸農園・体験農園等	<p>農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を觀賞させて、料金を得ている事業をいいます。</p> <p>所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいいます。</p>
農家民宿	<p>なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含めません。</p>
農家レストラン	<p>農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいいます。</p>
海外への輸出	<p>農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいいます。</p> <p>農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団</p>

再生可能エネルギー発電

体を經由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいいます。

農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいいます。

林業経営体  
保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいいます。

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいいます。

丸太の体積を表し、一般的には立法メートル（ $m^3$ ）の単位で表示します。なお、立木会による素材生産量を含みません。

立木買いによる  
素材生産  
林業作業の受託

立木を購入し、伐木して素材生産することをいいます。

他人の林業作業（立木買いによる素材生産を含みます。）を請け負うことをいいます。

植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などを行うことをいいます。

下刈りなど

材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいいます。

なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は実面積としています。

間伐

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木など材木の一部を伐採することをいいます。

このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐としています。

主伐

一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含みません。）することをいいます。

なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐がありますが、択伐の場合であっても、面積は伐採した全体の区画としてあります。

## 農山村地域調査

### (1) 総土地面積及び林野面積

総土地面積

都道府県全ての面積をいいます。

林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当します。

現況森林面積

調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいいます。

森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいいます。

(1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。

(2) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。

(3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。

(4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。

林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいいます。

### (2) 所有形態別林野面積

国有（林）

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいいます。

林野庁

林野庁所管の国有林野及び観光造林地をいいます。

林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいいます。

民有（林）

国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類されます。

なお、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該制定前の分類とします。

独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいいます。

公有（林）

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めました。

都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む。）をいいます。

都道府県

都道府県が所管する土地をいいます。

林務主幹管（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除きました。

森林整備法人

分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する心理整備法人が所管する土地をいいます。林業公社・造林公社は心理整備法人に該当します。

市町村

市区町村が所管する土地をいいます。

地方自治法第 284 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため 2 つ以上の市区町村がつくる組合。以下「町村組合」という）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めました。

また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。

財産区

地方自治法第 294 条第 1 項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいいます。

なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」としました。

私有（林）

民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいいます。

森林計画対象の人工林

森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積のうち、私有の人工林（植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が 50%以上を占める森林の面積）をいいます。

(3) 最も近い DID までの所要時間

DID(人口集中地区)

国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計情の地域単位で、人口密度約 4,000 人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいいます。

(DID : Densely Inhabited District)

交通手段

ある場所から別の場所へ向かうための移動手段をいいます。

徒歩

乗り物を利用せず歩いて移動する場合をいいます。

自動車利用

自動車を利用して移動する場合をいいます。

公共交通機関  
利用  
所要時間  
計測不能

バス、鉄道及び定期船等を利用して移動する場合をいいます。  
農業集落の中心地から農業集落に最も近い DID 中心施設に移動する際の所要時間をいいます。  
以下の(1)～(5)の理由等により所要時間を把握できなかった場合をいいます。  
(1) 農業集落の中心地から直線距離 100km 圏内に DID 中心施設がない。  
(2) 離島の農業集落であり、かつ、島内に対象施設がない又は定期船等の公共交通機関がない。  
(3) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅が、対象施設よりも遠い場所にある。  
(4) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅と対象施設の最寄りのバス停又は駅が同一である。  
(5) 検索ソフトの機能上、公共交通機関による経路検索ができない。

#### (4) 寄り合いの開催状況

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいいます。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位です。

寄り合い

原則として、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいいます。

なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとしました。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除きました。

#### (5) 寄り合いの議題

農業生産にかか  
る事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいいます。

農道・農業用排水  
路・ため池の管  
理

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいいます。

集落共有財産・共  
用施設の管理

農業集落における農業機械・施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をい

環境美化・自然環境の保全  
農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施  
農業集落内の福祉・厚生

定住を推進する取組

グリーン・ツーリズムの取組

6次産業化への取組

再生エネルギーへの取組

NPO・学校・企業と連携して活動している

います。

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈、花の植栽等の環境美化や自然資源当の保全等に関する事項をいいます。

寺社や仏閣における祭り(祭礼、大祭、例祭等)、運動会、各種イベント等の集落行事の実施に関する事項をいいます。

農業集落内の高齢者や子供会のサービス(介護活動、子供会など)やごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいいます。

UIJターナー者等の定住につなげる取組に関する事項をいいます。

具体的には、定住希望者の募集、受け入れ態勢を整備するための空き家・廃校当の整備等が該当します。

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいいます。

具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受け入れを目的とした取組で、農産物直売所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等が該当します。

農業集落で生産された農林水産物及びその副産物(バイオマスなど)を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいいます。

具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能性食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等が該当します。

地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等)の取組に関する事項をいいます。

具体的には、農地や林地の転用地への太陽光発電パネルの設置、農業用排水路への発電施設の設置等が該当します。

地域住民とNPO(※)・学校・企業が合同で各種の地域活動を行っている場合などをいいます。

具体的には、幼稚園や小学校等の校外学習の一環としての農業体験などが該当します。

※NPOとは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない民間の団体のことをいいます。

## (6) 地域資源の保全状況

地域資源	農業集落内にある、農地、農業用排水路、森林、河川・水路、ため池・湖沼をいいます。
地域資源の保全	地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいいます。 なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めましたが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いています。
農地	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。
農業用排水路	農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものを含めています。 なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いています。
森林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいいます。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいいます。 なお、農業用又は生活用の排水路は除いています。
ため池・湖沼	次のいずれかの条件に該当するものをいいます。 (1) かんがい用水をためておく人工または天然の池 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの (3) 地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの (4) 火口、火口原に水をたたえたもの (5) かつて海であったものが湖になったもの (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの
都市住民と連携して保全している	当該農業集落と都市住民が合同で地域資源の保全をしている場合に該当します。 例えば、当該農業集落も含む地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となって植林や草刈り等を行うなどの地域資源の保全を行っている場合をいいます。
NPO・学校・企業と連携して保全している	当該農業集落とNPO・学校・企業が合同で地域資源の保全をしている場合に該当する。